

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-193016

(P2020-193016A)

(43) 公開日 令和2年12月3日(2020.12.3)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 81/36 (2006.01)	B 6 5 D 81/36	L 3 E 0 1 3
A 4 7 G 25/36 (2006.01)	A 4 7 G 25/36	B 3 E 0 6 0
B 6 5 D 5/42 (2006.01)	B 6 5 D 5/42	B 3 E 0 6 8
B 6 5 D 5/66 (2006.01)	B 6 5 D 5/66	3 1 1 D 3 K 0 9 9
B 6 5 D 85/18 (2006.01)	B 6 5 D 85/18	

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2019-100080 (P2019-100080)
 (22) 出願日 令和1年5月29日 (2019.5.29)

(71) 出願人 000003193
 凸版印刷株式会社
 東京都台東区台東1丁目5番1号
 (72) 発明者 宮嶋 集平
 東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
 (72) 発明者 吉田 明
 東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
 (72) 発明者 中村 仁
 東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
 (72) 発明者 阿部 菜々子
 東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内

最終頁に続く

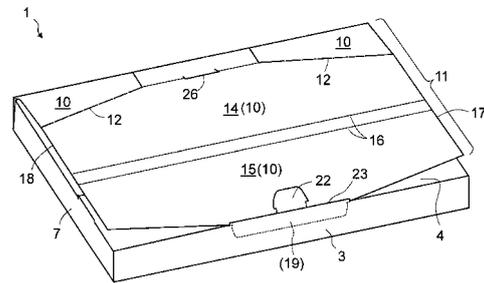
(54) 【発明の名称】 紙箱

(57) 【要約】

【課題】小さく折り畳んで収納可能な衣料品を収納するための小型の紙箱でありながら、簡単な操作によって内容物の衣料品を展示するためのハンガーとして使用可能な紙箱を提案するもの。

【解決手段】1枚のブランクシートを折罫線で折って組み立てる紙箱であって、ブランクシートは、紙裏から見て底面板2を中心に、それぞれ折罫線を介して下方向には、前側面板3、前天面板4を連設し、右方向には、右側面板5、右天面フラップ6を連設し、左方向には、左側面板7、左天面フラップ8を連設し、上方向には、後側面板9、後天面板10を連設し、後天面板は、ハンガー板1および、ハンガー板2を有し、ハンガー板中央折罫線16を折ることによりハンガー板1および2が重なって1つのハンガー13を形成し、ハンガー板1および2は、左右のハンガー板折罫線17、18を折込むことにより底面板と同じ幅寸法の天面板11を形成することを特徴とする紙箱である。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

1枚のblankシートを折罫線で折って組み立てる紙箱であって、該blankシートは、紙裏から見て底面板を中心に、下方向には、それぞれ折罫線を介して前側面板、前天面板を連設し、右方向には、それぞれ折罫線を介して右側面板、右天面フラップを連設し、左方向には、それぞれ折罫線を介して左側面板、左天面フラップを連設し、上方向には、それぞれ折罫線を介して後側面板、後天面板を連設し、

該後天面板は、折罫線を介して連設され、左右のハンガー板切出し線によって中央部を残して切り出されるハンガー板1および、ハンガー板1からハンガー板中央折罫線を介して連設されるハンガー板2を有し、前記ハンガー板中央折罫線を折ることによりハンガー板1およびハンガー板2が重なって1つのハンガーを形成し、

ハンガー板1およびハンガー板2は、ハンガー板右折罫線およびハンガー板左折罫線を折込むことにより底面板と同じ幅寸法の天面板を形成することを特徴とする紙箱。

【請求項 2】

前記ハンガー板2は先端に差込突起1を有し、差込突起1を前天面板に設けられた切込1に挿入することにより、天面板が閉じた状態に係止されることを特徴とする請求項1に記載の紙箱。

【請求項 3】

前記ハンガー板2は、差込突起4を有し、前記ハンガー板中央折罫線を折り、差込突起4をハンガー板1の付け根部分に設けられた切込4に挿入することにより、ハンガー板1およびハンガー板2が一体として係止されることを特徴とする請求項1または2に記載の紙箱。

【請求項 4】

前記前天面板は先端部の左右の端部に差込突起2および差込突起3を有し、差込突起2および差込突起3を左右天面フラップに設けた切込2および切込3にそれぞれ挿入することにより、前天面板に係止され、底面板との間にポケットを形成することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の紙箱。

【請求項 5】

前記ハンガー板中央折罫線は、平行する2本の折罫線からなることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の紙箱。

【請求項 6】

前記底面板の中央部にU字型のU字型切出し線を有し、該U字型切出し線を切断してU字型切出し線の内部を後側に折り返すことにより、帽子掛けが形成されることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の紙箱。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明はシャツなどの衣料品を収納して販売するための紙箱に関し、簡単な操作によって内容物である衣料品を展示するためのハンガーに改造することが可能な紙箱に関する。

【背景技術】**【0002】**

洋服や高級なシャツなどの衣料品は、化粧箱に収納された状態で販売されることがあるが、従来の身と蓋のみからなる洋服箱は、単なる箱であるために、内部に収納した洋服が運搬中に偏って、場合によっては型崩れするという問題があった。

【0003】

そこで、衣料品を収納するための紙箱において、衣料品を掛けるハンガー機能を持った紙箱が考案されている。特許文献1に記載された一枚の板体からなる洋服包装箱は、この問題を解消するためになされたものであり、厚紙等からなる一枚の板体に、掛部、表部、底部、裏部を形成し、ハンガーとなる掛部に洋服を掛けて収納するようにした洋服包装箱である。

10

20

30

40

50

【0004】

特許文献1に記載された洋服包装箱は、洋服などのように、小さく折り畳むことのできない衣料品を対象としたものであり、販売後に運搬される状況を主として考慮したものである。従って箱の横寸法は衣料品の肩幅すなわちハンガーの幅以上に必要であり、相当に大きな箱とならざるを得ない。またこの包装箱は、内容物を店頭において展示するための用途には、不向きである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】実公昭55-21610号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明の解決しようとする課題は、シャツなどのように小さく折り畳んで収納可能な衣料品を収納するための小型の紙箱でありながら、簡単な操作によって内容物の衣料品を展示するためのハンガーとして使用可能な紙箱を提案するものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記の課題を解決するための手段として、請求項1に記載の発明は、1枚のブランクシートを折罫線で折って組み立てる紙箱であって、該ブランクシートは、紙裏から見て底面板を中心に、下方向には、それぞれ折罫線を介して前側面板、前天面板を連設し、右方向には、それぞれ折罫線を介して右側面板、右天面フラップを連設し、左方向には、それぞれ折罫線を介して左側面板、左天面フラップを連設し、上方向には、それぞれ折罫線を介して後側面板、後天面板を連設し、該後天面板は、折罫線を介して連設され、左右のハンガー板切出し線によって中央部を残して切り出されるハンガー板1および、ハンガー板1からハンガー板中央折罫線を介して連設されるハンガー板2を有し、前記ハンガー板中央折罫線を折ることによりハンガー板1およびハンガー板2が重なって1つのハンガーを形成し、ハンガー板1およびハンガー板2は、ハンガー板右折罫線およびハンガー板左折罫線を折込むことにより底面板と同じ幅寸法の天面板を形成することを特徴とする紙箱である。

20

30

【0008】

本発明に係る紙箱は、天面板の一部を展開して折込むことにより箱の寸法よりも幅の広いハンガーを形成することができる。

【0009】

また、請求項2に記載の発明は、前記ハンガー板2が先端に差込突起1を有し、差込突起1を前天面板に設けられた切込1に挿入することにより、天面板が閉じた状態に係止されることを特徴とする請求項1に記載の紙箱である。

【0010】

また、請求項3に記載の発明は、前記ハンガー板2が、差込突起4を有し、前記ハンガー板中央折罫線を折り、差込突起4をハンガー板1の付け根部分に設けられた切込4に挿入することにより、ハンガー板1およびハンガー板2が一体として係止されることを特徴とする請求項1または2に記載の紙箱である。

40

【0011】

また、請求項4に記載の発明は、前記前天面板が先端部の左右の端部に差込突起2および差込突起3を有し、差込突起2および差込突起3を左右天面フラップに設けた切込2および切込3にそれぞれ挿入することにより、前天面板が係止され、底面板との間にポケットを形成することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の紙箱である。

【0012】

また、請求項5に記載の発明は、前記ハンガー板中央折罫線が、平行する2本の折罫線からなることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の紙箱である。

50

【0013】

また、請求項6に記載の発明は、前記底面板の中央部にU字型のU字型切出し線を有し、該U字型切出し線を切断してU字型切出し線の内部を後側に折り返すことにより、帽子掛けが形成されることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の紙箱である。

【発明の効果】

【0014】

本発明に係る紙箱は、紙箱の上蓋部を構成する天面板に、左右のハンガー板切出し線によって中央部を残して切り出されるハンガー板1および、ハンガー板1からハンガー板中央折罫線を介して連設されるハンガー板2を有し、ハンガー板中央折罫線を折ることによりハンガー板1およびハンガー板2が重なって1つのハンガーを形成するようにしたので、箱の幅寸法より幅の広いハンガーを形成することができ、逆に言えばハンガーの幅よりも幅寸法の小さい箱にすることができる。

10

【0015】

2枚のハンガー板をハンガー板中央折罫線で折って1つのハンガーを形成するようにした事により、ハンガーの厚さが厚くなり、剛性が確保できた。その結果、内容物である衣料品が掛け易くなり、衣料品の痛みも生じない。

【0016】

ハンガー部の両側を左右のハンガー板折罫線に沿って箱の幅に合わせて折り込むことにより、底面板と同じ幅寸法の天面板を形成するようにしたが、連設された2枚のハンガー板を、左右のハンガー板折罫線と直交するハンガー板中央折罫線で折るようにしたので、左右のハンガー板折罫線の折り癖が解消され、ハンガー板の平面性が確保された。

20

【0017】

請求項2に記載の発明のように、ハンガー板2が先端に差込突起1を有し、差込突起1を前天面板に設けられた切込1に挿入することにより、天面板が閉じた状態に係止されるようにした場合には、箱の蓋となる天面板が不用意に開いてしまうことがない。

【0018】

また請求項3に記載の発明のように、ハンガー板2が、差込突起4を有し、ハンガー板中央折罫線を折り、差込突起4をハンガー板1の付け根部分に設けられた切込4に挿入することにより、ハンガー板1およびハンガー板2が一体として係止されるようにした場合には、ハンガーに衣料品を掛ける際に、より掛け易くなる。

30

【0019】

また請求項4に記載の発明のように、前天面板が先端部の左右の端部に差込突起2および差込突起3を有し、差込突起2および差込突起3を左右天面フラップに設けた切込2および切込3にそれぞれ挿入することにより、前天面板が係止され、底面板との間にポケットを形成するようにした場合には、紙箱をハンガーとして使用する際に、衣料品に付属する物品等をポケットに収納することができる。

【0020】

また請求項5に記載の発明のように、ハンガー板中央折罫線が、平行する2本の折罫線からなる場合には、ハンガーの厚さを厚くすることができるため、より使い易くなり、衣料品の痛みも少なくなる。

40

【0021】

また請求項6に記載の発明のように、底面板の中央部にU字型のU字型切出し線を設け、U字型切出し線を切断してU字型切出し線の内部を後側に折り返すことにより、帽子掛けが形成されるようにした場合には、紙箱をハンガーとして使用する際に帽子も引っ掛けることが可能となり、さらに有用性が増す。

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図1】図1は、本発明に係る紙箱における一実施態様の斜視図である。

【図2】図2は、本発明に係る紙箱における一実施態様のブランクシートの平面模式図であり、ブランクシートを紙裏から見た状態を示したものである。

50

【図 3】図 3 は、図 2 のブランクシートのハンガー板の左右を内側に折り込んだ状態を示した平面説明図である。

【図 4】図 4 は、図 3 の状態から前天面板と左右の天面フラップを折り込んだ状態を示した平面説明図である。

【図 5】図 5 は、図 1 の状態から天面板の左右のハンガー板折罫線を展開しハンガー板中央折罫線を折ってハンガーを形成した状態を示した斜視説明図である。

【図 6】図 6 は、図 5 の状態から帽子掛けを折り出すと共に前天面板を引き出してポケットを形成した状態を示した斜視説明図である。

【図 7】図 7 は、本発明に係る紙箱をハンガーとして用いた状態を示したものである。

【発明を実施するための形態】

10

【0023】

以下図面を参照しながら、本発明に係る紙箱について詳細に説明する。図 1 は、本発明に係る紙箱における一実施態様の斜視図である。また図 2 は、本発明に係る紙箱における一実施態様のブランクシートの平面模式図であり、ブランクシートを紙裏から見た状態を示したものである。図 2 において、点線は山折罫線を、一点鎖線は谷折罫線をそれぞれ示している。

【0024】

本発明に係る紙箱 1 は、1 枚のブランクシート (B L) を折罫線で折って組み立てる紙箱であって、ブランクシート (B L) は、図 2 に示したように、紙裏から見て底面板 2 を中心に、下方向には、それぞれ折罫線 a、b を介して前側面板 3、前天面板 4 を連設し、右方向には、それぞれ折罫線 c、d を介して右側面板 5、右天面フラップ 6 を連設し、左方向には、それぞれ折罫線 e、f を介して左側面板 7、左天面フラップ 8 を連設し、上方向には、それぞれ折罫線 g、h を介して後側面板 9、後天面板 10 を連設している。

20

【0025】

後天面板 10 は、折罫線 i を介して連設され、左右のハンガー板切出し線 12 によって中央部を残して切り出されるハンガー板 1 (14) および、ハンガー板 1 からハンガー板中央折罫線 16 を介して連設されるハンガー板 2 (15) を有する。ハンガー板中央折罫線 16 を折ることによりハンガー板 1 (14) およびハンガー板 2 (15) が重なって 1 つのハンガー 13 を形成する。ハンガー板 1 (14) およびハンガー板 2 (15) は、ハンガー板右折罫線 17 およびハンガー板左折罫線 18 を折込むことにより底面板 2 と同じ幅寸法の天面板 11 を形成する。

30

【0026】

この例では、ハンガー板 2 (15) は先端に差込突起 1 (19) を有し、差込突起 1 を前天面板 4 に設けられた切込 1 (23) に挿入することにより、天面板が閉じた状態に係止される。

【0027】

図 3、図 4 は、図 2 に示したブランクシート (B L) を折罫線で折って図 1 の状態に組み立てる途中を示したものであり、図 3 は、ブランクシート (B L) のハンガー板 1 (14) およびハンガー板 2 (15) の左右をそれぞれ折罫線 18、17 で内側に折り込んだ状態を示した平面説明図である。図中、網掛部分は紙裏を示し、白い部分は紙表を示している。

40

【0028】

図 4 は、図 3 の状態から前天面板 4 と右天面フラップ 6 および左天面フラップ 8 を折罫線 a、b、c、d、e、f を折って折り込んだ状態を示した平面説明図である。この状態から、折罫線 g、h を折ることにより、図 1 に示したような箱の状態になる。なおこの例では、この時、天面板 11 が閉じた状態で固定されるように、差込突起 1 (19) を、切込 1 (23) に挿入することができるようになっている。

【0029】

図 5 は、図 1 の状態から天面板 11 の左右のハンガー板折罫線 18、17 を展開しハンガー板中央折罫線 16 を折ってハンガー 13 を形成した状態を示した斜視説明図である。

50

この例では、差込突起 4 (2 2) を切込 4 (2 6) に挿入することにより、2 枚のハンガー板 1 4、1 5 が一体のハンガーとして固定される。差込突起 4 (2 2) と切込 4 (2 6) は、必ずしも必須ではなく、これらが無くてもハンガー 1 3 として機能するが、衣類の掛け易さの点では、差込突起 4 (2 2) を切込 4 (2 6) に挿入して固定した方がより優れている。

【 0 0 3 0 】

紙箱 1 の状態から、ハンガー 1 3 を形成する際に、左右のハンガー板折罫線 1 8、1 7 を展開しなければならないが、この時、本発明に係る紙箱においては、ハンガー板 1、2 をハンガー板中央折罫線 1 6 で折って 1 枚のハンガー 1 3 とするため、左右のハンガー板折罫線 1 8、1 7 の折癖が自動的に解消され、ハンガー 1 3 の平面性が良好なものとなる。

10

【 0 0 3 1 】

ハンガー板中央折罫線 1 6 は、この例では平行する 2 本の折罫線からなっている。ハンガー板中央折罫線 1 6 は、1 本の折罫線でも良いが、このように平行する 2 本の折罫線からなる場合には、ハンガー 1 3 に厚みができるため、衣料品を掛けた際に立体感が出るとともに、衣料品の痛みも少なくなる。

【 0 0 3 2 】

図 6 は、図 5 の状態から帽子掛け 2 9 を折り出すと共に前天面板 4 を引き出してポケット 2 7 を形成した状態を示した斜視説明図である。前天面板 4 には左右に差込突起 3 (2 1)、および差込突起 2 (2 0) が設けられており、それぞれ左右の天面フラップ 8、6 の付け根部分に設けた切込 3 (2 5)、切込 2 (2 4) に挿入することにより、固定されるようになっている。

20

【 0 0 3 3 】

差込突起 2、3 の長さに余裕を持たせることにより、図 6 に示したように前天面板 4 を半開きの状態で停止させることができる。このように形成されたポケット 2 7 には、衣料品の梱包材料やタグ等を保管することができる。

【 0 0 3 4 】

帽子掛け 2 9 は、底面板 2 に設けた U 字型切出し線 2 8 を切断して折罫線 m を 1 8 0 ° 折り返すことによって形成される。

【 0 0 3 5 】

図 7 は、本発明に係る紙箱 1 をハンガーとして用いた状態を示したものである。これは、紙箱 1 に収納されていた帽子 3 0 とマフラー 3 1 とシャツ 3 2 を店頭においてこのように展示して販売する場合の例である。紙箱 1 は、店頭のみならず購入者が自宅においてこのように保管、展示するためにも使用することができる。

30

【 符号の説明 】

【 0 0 3 6 】

- 1 . . . 紙箱
- B L . . . ブランクシート
- 2 . . . 底面板
- 3 . . . 前側面板
- 4 . . . 前天面板
- 5 . . . 右側面板
- 6 . . . 右天面フラップ
- 7 . . . 左側面板
- 8 . . . 左天面フラップ
- 9 . . . 後側面板
- 1 0 . . . 後天面板
- 1 1 . . . 天面板
- 1 2 . . . ハンガー板切出し線
- 1 3 . . . ハンガー

40

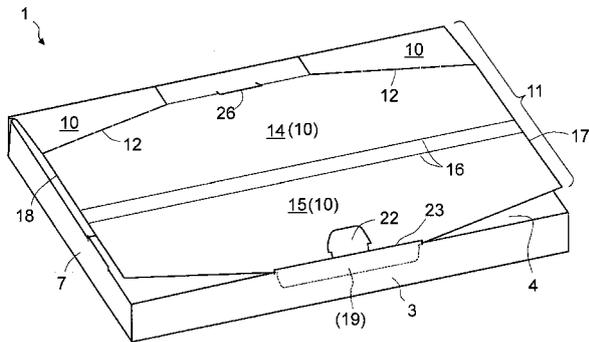
50

- 14・・・ハンガー板 1
- 15・・・ハンガー板 2
- 16・・・ハンガー板中央折罫線
- 17・・・ハンガー板右折罫線
- 18・・・ハンガー板左折罫線
- 19・・・差込突起 1
- 20・・・差込突起 2
- 21・・・差込突起 3
- 22・・・差込突起 4
- 23・・・切込 1
- 24・・・切込 2
- 25・・・切込 3
- 26・・・切込 4
- 27・・・ポケット
- 28・・・U字型切出し線
- 29・・・帽子掛け
- 30・・・帽子
- 31・・・マフラー
- 32・・・シャツ
- a ~ m・・・折罫線

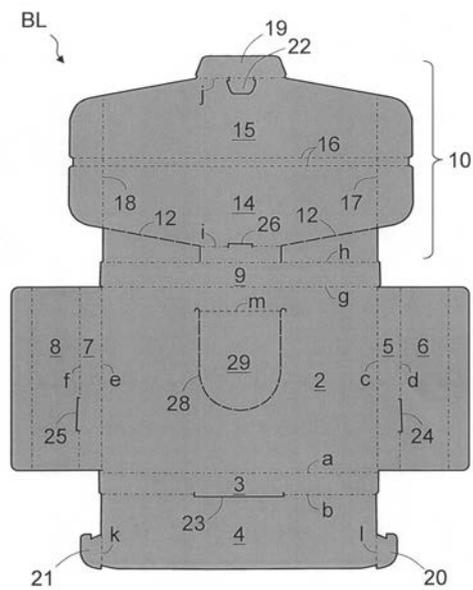
10

20

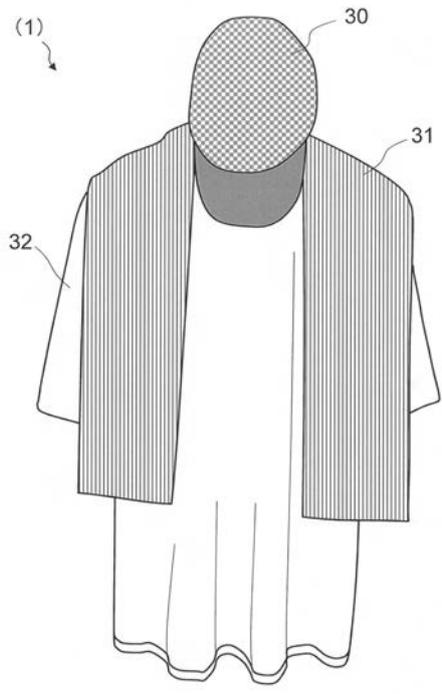
【図1】



【図2】



【 図 7 】



フロントページの続き

(72)発明者 星野 雄也

東京都台東区台東 1 丁目 5 番 1 号 凸版印刷株式会社内

F ターム(参考) 3E013 CA05 CB01 CB11 CB15 CC04

3E060 AA03 AB18 AB19 BA06 BA08 BB03 BC04 CB02 CB17 CB30

CE04 CE07 CE14 CE15 CE18 CE19 CE28 DA05 EA15

3E068 AA14 AA15 AB02 AC09 BB15 CC04 CD01 CE02 DD01 DD02

DD04 DD25 DE01 DE11 DE12 EE02 EE10 EE25 EE37

3K099 AA01 BA25 DA11